

水戸市清掃工場への直接搬入について

水戸市清掃工場に一般廃棄物（ごみ及び資源物）を直接搬入する方は、下記の清掃工場利用案内、搬入時の注意事項、清掃工場搬入基準をお読みいただいた上でご来場ください。

各事項が守られていない場合は、搬入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

清掃工場利用案内

搬入受付	月曜日から土曜日（日曜日、12月31日～翌年1月3日は休み） 受付日、受付時間の変更がある場合は、事前にお知らせいたします。
受付時間	午前の部 8:30～12:00 午後の部 13:00～17:00
処理手数料	10 kgにつき130円（10 kg未满是切り上げ） 直接搬入したごみ（資源物を含む。）については、指定ごみ収集袋を使用した場合も、処理手数料がかかります。
処理対象物	水戸市内で発生した一般廃棄物（ごみ及び資源物）のうち、清掃工場での処理が可能なものに限りです。

搬入時の注意事項

- 1 施設内では、係員の指示に従ってください。
- 2 場内及び清掃工場周辺においては、特にスピードを控えて安全運転に心がけてください。場内の交通ルールを守り、互いに譲り合って走行してください。
- 3 搬入車両の荷台はシート等で覆い、ごみの飛散、悪臭等の発生防止に努めてください。
- 4 施設内の備え付け品等を使用する場合は、丁寧に扱い、必ず元の位置に戻してください。

清掃工場搬入基準

共通事項

- 1 **搬入車両の大きさは、2トン車まで**としてください。（ロングボディ車は不可）
例：車体の幅 約1.9m 長さ 約5.2m 高さ 約2.9m（冷凍車）
- 2 **ごみ及び資源物の荷降ろしは、搬入する方に行っていただきます。**
荷降ろししやすいように、それぞれの品目ごとに分別してから搬入してください。
分別は、集積所に出す場合と同様をお願いします。
袋に入れて搬入する場合は、中身が確認できるように、透明のものを使用してください。
ダンボール箱に入れての搬入は、中身の確認ができませんので、お断りします。
搬入物の確認をするため、手降ろしをお願いします。

燃えるごみ

- 1 紙くず類（再資源化できないもの）
紙くず，カーボン紙，感熱紙，シュレッダー等
※ 機密書類の焼却は行っていません。
- 2 布，皮，繊維類（再資源化できないもの）
靴下，ネクタイ，セーター，皮革製品，綿・羽毛入りの製品（ダウンジャケット）等
- 3 厨芥類
残飯，厨芥，野菜くず，魚介類等
※ 汚水が飛散・流出しないようにしてください。
- 4 プラスチック類（再資源化できないもので，樹脂製のもの）
プラスチック製品（おもちゃなどは，電池を外す），ビニール製品，波板（1日10枚まで），ブルーシート（1日10枚まで）等
※ 事業所から排出されるプラスチック類は，産業廃棄物となるため搬入できません。
- 5 木くず類（破砕処理の必要がないもの）
木くず，植木くず，棒，板，家具類，草等
（棒状のもの：直径10 cm以内で，長さ100 cm以内）
（板状のもの：厚み10 cm以内で，幅50 cm×長さ100 cm以内）
（家具類：厚み10 cm以内で50 cm×50 cm×100 cm以内）
※ 建築・改築・除去工事に伴う建築廃材は，産業廃棄物となるため搬入できません。
- 6 破砕処理が必要な，大型の燃えるごみ
大型家具，建具（扉・障子等，1日に10枚まで），畳（1日に午前10枚・午後10枚まで），解体材（建築廃材を除く），枝木，じゅうたん，毛布，布団，カーペット，電気カーペット，よしず，すだれ等
（棒状のもの：直径10 cm以内で，長さ200 cm以内）
（板状のもの：厚み10 cm以内で，幅150 cm以内×長さ200 cm以内）
※ 破砕機の点検等により，搬入制限を行っている場合がありますので，搬入の可否について，事前に清掃工場に確認してください。

燃えないごみ

- 1 金属製品
家電品（家電リサイクル対象品を除く），金属製の家具，空き缶（中身を使い切った塗料缶等の再資源化できないもの），フライパン，鍋類，包丁，金属製の物干し竿，ゴルフクラブ，金属バット，ベビーカー，スプリング，鏡，波トタン（長さ200cm以内），自転車，スプリング入りマットレス等
※ 金属を可能な限り再資源化しますので，上記の品目ごとに分けて搬入願います。
- 2 ガラス，陶器類
ガラス・陶器製の食器類，ガラステーブル，陶器製の植木鉢，空きびん（飲食用以外のもの），花瓶，ガラス水槽等

資源物

1 紙類

新聞紙，ダンボール，その他の紙類（雑誌，書籍，広告紙，紙袋，ボール紙，ノート，書類，パンフレット），紙パック

※ 散乱しないように，種類ごとに束ねてひもなどで十字に縛って搬入願います。
汚れているもの，濡れているものは燃えるごみになります。

2 布類

布地で木綿，絹，麻，ウールなどが素材のもの。ポリエステルなどが混紡されているもの。（毛布，セーター，じゅうたん，カーペットを除く）

※ 散乱しないように，たたんで重ねてひもなどで十字に縛って搬入願います。
汚れているもの，濡れているものは燃えるごみになります。

3 びん，缶類

空き缶・空きびん等（飲食用品が入っていたもの）

※ 化粧品，薬品が入っていたものは，燃えないごみになります。
カセットボンベ，スプレー缶などは，有害ごみになります。

4 ペットボトル

飲料，酒類，しょう油などのボトル（中身を使い切り，水ですすいで，キャップとラベルを取ったもの）

5 白色トレイ

色や模様のない白く平らな食品トレイ（水ですすいだもの）

6 プラスチック製容器包装

商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器及び包装（水ですすいだもの）

7 リサイクル料金を支払い済みの家電リサイクル対象品

テレビ，エアコン，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機

※ 先に郵便局でリサイクル券を購入してください。（清掃工場では購入できません。）
更に，指定引取場所への運搬料金（1台につき2,000円）が必要です。

【参考】清掃工場に搬入するよりも，自ら指定引取場所まで運搬するか，又は市内の家電小売店に処理を依頼する方が，合計額が安くなると思われます。

詳しくは下記又は家電小売店へお問い合わせください。

指定引取場所：(株)ヤマガタ ひたちなか市佐和 1395-2 TEL 029-285-5926
(有)清水倉庫 ひたちなか市高場 1608-20 TEL 029-285-3140

8 小型家電製品

携帯電話，スマートフォン，タブレット型端末，電子辞書，電子手帳，外付けHDD，音楽プレーヤー，ビデオカメラ，デジタルカメラ，電気コード，ACアダプター，ICレコーダー，携帯型ゲーム機，携帯型カーナビ

※ 廃棄前に個人情報情報を消去し，電池（リチウムイオンなどの充電式を含む）を外してください。

有害ごみ

1 乾電池

※ 充電式電池は、回収を行っている販売店にご相談ください。

2 蛍光管，蛍光灯（1回に20本程度）

※ 事業所から排出される蛍光管，蛍光灯は，産業廃棄物となるため搬入できません。

3 水銀体温計，水銀血圧計

4 スプレー缶，カセットボンベ，ガスライター（中身を完全に使い切ったもの）

搬入できないもの

1 産業廃棄物

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，排出事業者の責任で適正に処理することが義務付けられています。

収集・運搬・処分等の問合せ：(一社)茨城県産業資源循環協会 TEL 029-301-7100

2 パソコン（メーカーの回収になります。）

3 有害物質を含むもの（有害ごみとして処理できるものを除く。）

4 危険性のあるもの

5 引火性のあるもの

6 著しく悪臭を発するもの

7 容積又は重量が著しく大きいもの

8 その他，市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのある下記のもの

ガスボンベ（卓上用カセットボンベを除く），薬剤，廃油，灰，建築廃材，瓦，パレット，ドラム缶，事業所用事務スチール机，消火器，タイヤ，バッテリー，自動車部品，バイク，ピアノ，オルガン，陶器製便器，浴槽，トレーニング機器，マッサージチェア，物干し台，コンクリート，農機具，農業用ビニール，土砂等

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【搬入についての問合せ先】

水戸市清掃工場（えこみっと）

所在地：水戸市下入野町 2100 番地

TEL：029-297-6760